

## 4 陳情第 33 号

4 陳情 第 33 号	屋外広告物落下事故防止対策に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和 4 年 8 月 22 日受理、令和 4 年 9 月 21 日付託
陳情者	東京都北区_____

## ( 要 旨 )

屋外広告物の落下による事故防止のため、許可のいない広告物についても定期点検報告を義務付けるよう、新宿区に要望すること。

## ( 理 由 )

駅周辺や商店街、又は道路沿いのビルなど、私たちの身近には、様々な屋外広告物（以下「看板」）が、大小含め数多く設置されている。

それぞれの形態や取り付け方法、設置時期等によって状況は異なるが、雨や風、日差しなどにより、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が発生している場合がある。看板の下の歩道には、園児を含め多くの人が通行している。これらをそのまま放置しておく、台風、強風、地震などで落下する事故につながり、時には人身を危険にさらし取り返しのつかない状況を招く恐れがある。

近年、看板事故が目立つようになった。新宿区では、平成 19 年、西新宿 7 丁目の青梅街道においてビルの壁面看板が落下し、歩行者が重傷を負う事故が発生した。平成 25 年には新宿駅西口近くの 10 階建てビルの屋上から大型看板のステンレス製の枠が落下し、歩行者に当たり軽傷を負う事故が起きている。（屋外広告物適正化推進委員会「看板の安全管理ガイドブック」参照）危険は気づかない所にひそんでいるものだ。

東京都屋外広告物条例に基づき、広告主には、看板について補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務があり、2 年に一度許可申請に伴い、屋外広告物自己点検報告書で区役所に報告することになっている。また、高さ 4 m 以上の大型看板の広告主は、資格を持った屋外広告物管理者を設置しなければならない。一方で、「店名」「商標」「事業や営業の内容」を表示するための「自家用広告物」のうち、許可申請の適用除外となるものについては、定期点検報告の義務がないため、受け金の腐食が進んだ危険な状態になったまま放置されているのではないだろうか。放置しておけばいつかは落下するなどの事故につながる恐れがある。

そこで新宿区は、区内に取り付けられている自家用広告物のうち、高さ 1.5 m 以上の看板の設置について、設置年月日、広告主の氏名、住所及び電話番号などの情報につ

#### 4 陳情第 33 号

いて届け出をさせ、この情報を区が管理し、看板の受け金の腐食が進む等の劣化が生じる前に、電話や書類などで連絡を取るなど、看板について補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう指導することと、この指導したことを広告主が確実に実行しているかを確認することを区の業務とし、より安心、安全なまち作りに力を入れるよう提案する。